

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇。

なくそう差別！ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

長崎バスユニオンのストを支持し、わたしたちもともにたたかうぞ！！

未来



全労協・郵政産業労働者ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3811
17年12月8日(金)
・Fax 095-828-1953



このバスユニオン闘争とともにたたかっている中川弁護士のスィッタ

数多くの法違反を強行しています。

長崎バスユニオン(百二十名)が組合差別に抗議して、六日からストに突入しました。私たちはこれを支持し、ともにたたかいます。

おはようございます。

るところか、今度は「ストをする組合には残業をさせない」という新たな攻撃をかけたきました。

どこの会社でも同じですが、低賃金を補う残業手当は生活費の一部となっています。会社はこれを見越して、抵抗する労組へ兵糧攻めをかけてきているのです。なぜなら、多数派の労組へは残業を命じていますから、明らかな差別なのです。

前日も書きましたが、バスユニオンは連合の多数派労組から脱退してきた長崎地区労に加担する「たたかう労組」です。しかし会社は、これを嫌い、組合差別を公然と行っています。組合事務所に貸与しない差別、団体交渉に心しない労組法違反、その上にバスユニオン組合員へは些細な言動を捕えて、処分を乱発する。またバスユニオンの運転手への配車差別など、



今回、新たにつけ加わった残業発令差別一つ一つでも、普通には少数組合差別を労働委員会で提訴され、争っている最中には「やらない」のが一般的ですが、長崎バス会社は異常です。提訴中にまた別の新たな攻撃をかけるわけですから、会社は組合つぶしの確信犯的な労務政策をとっている断定できます。労使関係がここまで異様に緊張し、話し合いすらできなくなると、労組側としてはスト以外に解決する手段はありません。バスユニオンのたたかいは正しいのです。

務所を貸与しない差別、団体交渉に心しない労組法違反、その上にバスユニオン組合員へは些細な言動を捕えて、処分を乱発する。またバスユニオンの運転手への配車差別など、数多くの法違反を強行しています。

このバスユニオン闘争とともにたたかっている中川弁護士のスィッタ

そもそも、日本の憲法と労組法はスト権を認め、労働者がこのストライキをしたことにより、会社は労働者を処分したり、差別したりしてはならないと明記してあります。労働者としての固有の権利を否定する長崎バスの態度は、絶対に許せない不当労働行為で、「不法な会社」です。

公共交通機関として国に認定され、社会的責任がある長崎バスが、法を無視することは、社会の決まりを守らないということと公然と言っていることと同じです。これは、公共交通機関としての役割の

九州商船の労組も12/25からのストを通告

放棄であり、会社幹部や多数労組の責任もふくめ、これは厳しく追及されなくてはなりません。
悪徳会社への反撃は市民もあるいは利用者としてもできます。利用者は同じ市内路線がある場合は、電車や県営バスに乗るようになることもできます。不買運動で最後まで応援を続けます。バスユニオンがんばれ。郵政ユニオンも一緒にたたかいます。

長崎の船舶大手(五島行きフェリーなど)の九州商船でも、様々な労組攻撃がかけられ、労組は反撃に立ち上がっています。労組は五日に記者会見を会見をして、
「年末の十二月二十五日からストに入る」と明らかにしました。



地区労も連日市内へ街宣車を出して支援行動を行っています。郵政ユニオンもこれに参加しています。こちらも共にたたかいます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。